

令和7年度軽米町農業労賃標準額表

令和7年度の農業労賃標準額を次のとおり設定しました

農家のみなさんへ

「頼む人」「頼まれる人」お互いが標準額を守り、明るく豊かな農業経営ができるよう、皆さんのご協力をお願いします。

「全国農業新聞」で新しい知識と役立つ情報を!
申し込みは農業委員会まで

◎この標準額は、「賄いなし」の賃金で、労働時間は1日（実働）8時間です。

◎午前、午後それぞれ15分の休憩を設けるようにしてください。

◎この標準額は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの農作業に適用します。

◎条件によっては相互の話し合いにより決めてください。

《人力の部》

（単位：円）

作業区分	単位	標準額	超過時間給	備考
水田作業	1日	7,700	1,203	
畑作業	1日	7,700	1,203	葉タバコ作業含む
果樹剪定作業	1日	9,900	1,546	剪定用具一式付
オペレーター賃金	1日	10,400	1,625	

※ 時間超過の場合は、1時間毎に超過時間給を支給してください。

※ この標準額は、普通の作業能力を標準としており、作業能力等に応じ加減できるものとします。

《機械の部》

（消費税を含む金額です）（単位：円）

作業区分	単位	標準額	備考
水田	耕起	10a	5,800
	代かき	10a	6,300
	田植機（苗は別）	10a	6,100 薬剤散布別
	コンバイン（雑穀類は除く）	10a	17,300 ひも除き
	バインダー	10a	8,100 ひも含み
	脱穀	1時間	4,300 機械毎に別途協議
	クロ塗り	1m	50
畠地	耕起	10a	5,300
	プラウ	10a	5,700
	播種	10a	2,800
	刈取 (汎用コンバイン)	あわ・きび	10a 17,300
		アマランサス	10a 28,700
		大豆・そば	10a 9,400
	乾燥	30kg	720 あわ・きび
	コーンプランター	10a	2,800 施肥播種付
	コーンハーベスター	10a	8,300
	コーンワゴン	1日	18,400

岩手県の最低賃金（令和6年10月27日改訂）は952円です。使用者は、最低賃金額以上の賃金を支払うことが必要です。

《機械の部》

（消費税を含む金額です）（単位：円）

作業区分	単位	標準額	備考
牧草	刈取	10a	3,000 モアコンの場合は1割増
	反転	10a	1,700
	集草	10a	1,700
	梶包	1梶包	160
ロールベーラー	直径	幅	
	90cm	85cm	1,500
	100cm	100cm	1,700
	125cm	120cm	2,200
	ラップマシン 1梶包・3回	90cm 100cm 125cm	2,000 2,200 2,700
共通	たい肥散布 (2t積載・積込み含む)	10a	5,000 ~9,400 30a未満：5,000~9,400 30a以上：4,700
	遊休農地管理（燃料込）	10a	11,600 年2回以上耕起

※ 水田の圃場の形状（未整理田・整理田）、農業機械の運搬費・移動費及び消費税については、協議のうえ設定してください。

軽米町賃貸料情報資料（令和7年版）

～賃貸借契約の目安としてご利用ください～

令和6年1月から令和6年12月までの一年間に締結（公告）された賃貸借料の最低額と最高額（10a当たりの年額）は以下のとおりです。

なお、賃貸料には年によって変動があることをあらかじめご了承ください。

令和7年1月1日

軽米町農業委員会

◎軽米町の10a当たりの年額賃貸料（R6.1.1~R6.12.31）

	最低額	最高額	申請件数（筆数）
田の部	3,648円	10,000円	10件（36筆）
畠の部	3,000円	6,565円	24件（44筆）

◎使用貸借権（無償貸借）の設定については、48件（194筆）ありました。

- * 農地の権利移動（所有権・賃借権・使用貸借権）及び農地以外の地目への転用は、農地法に基づき許可が必要です。
- * 農地法関係の許可申請の締め切りは、毎月10日です。（但し、閉庁日にあたる場合は、翌開庁日となります）

老後の安心、農業者年金に加入しましょう。農業機械の安全運転を励行しましょう。